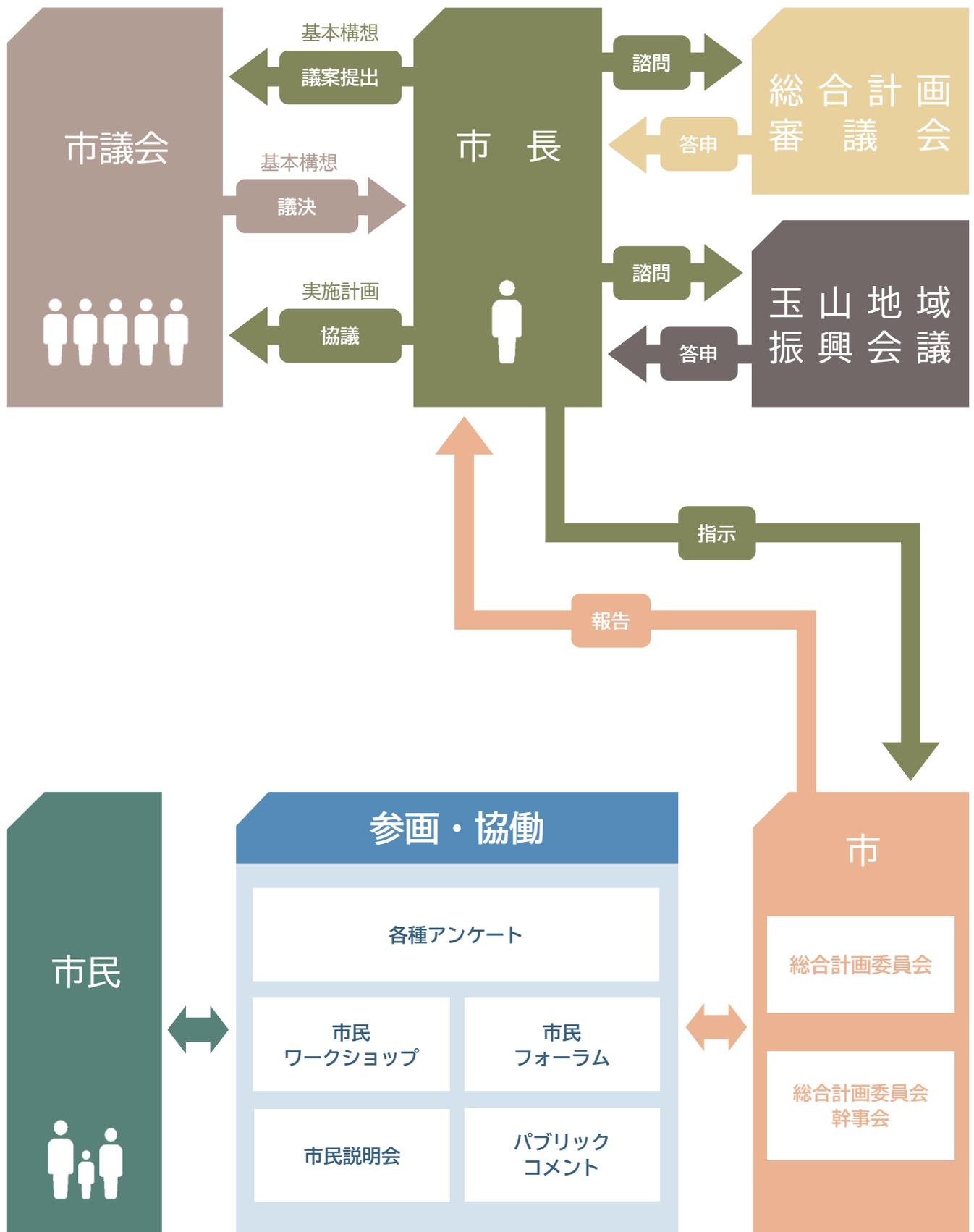


附属資料

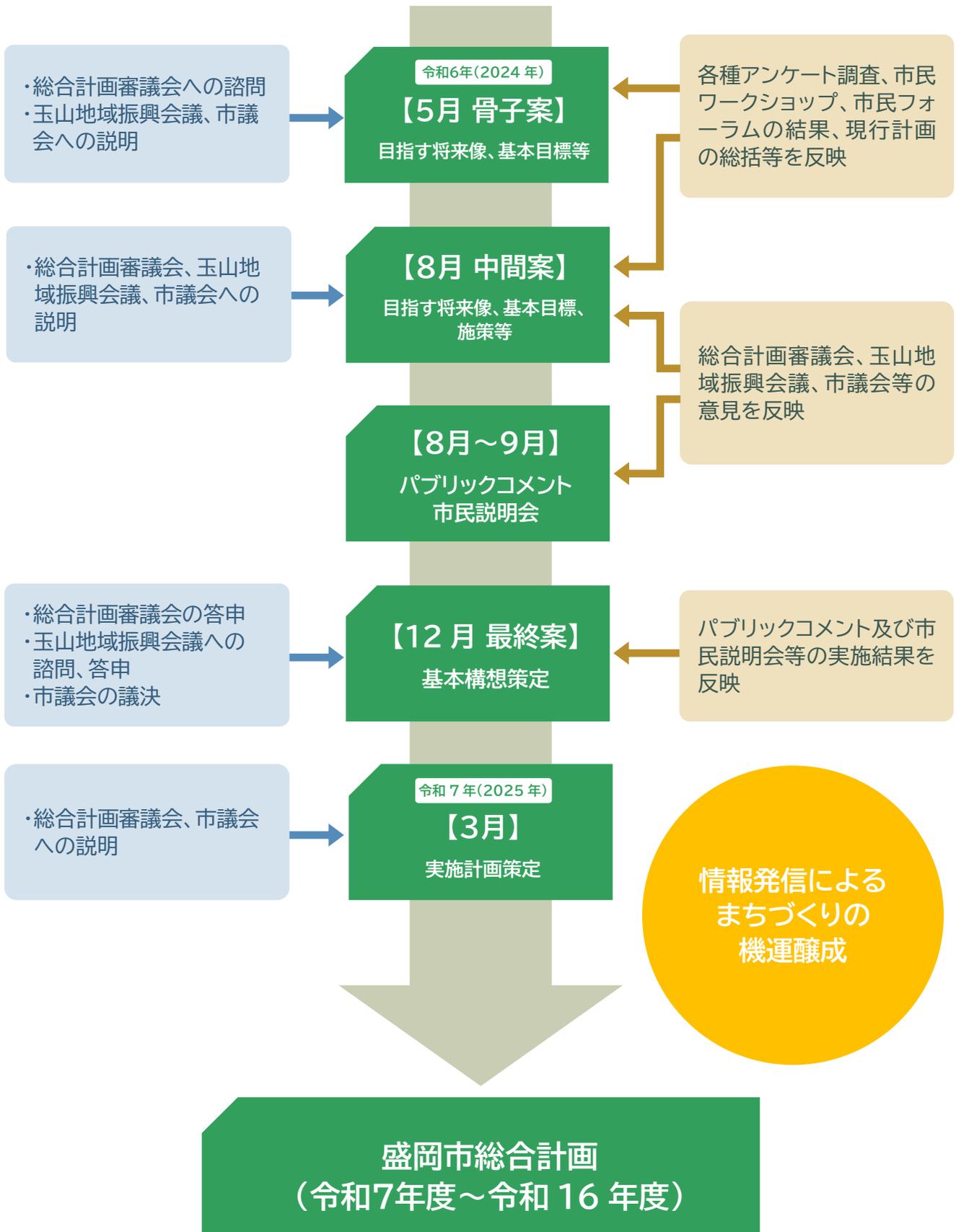
目次

◇盛岡市総合計画(令和7年度～令和16年度)の策定体制.....	1
◇策定の流れ.....	2
◇重視する計画策定の視点.....	3
◇盛岡市総合計画策定に係る主な経緯.....	4
◇盛岡市総合計画審議会(策定時点).....	7
【委員名簿】.....	7
【開催状況】.....	8
【諮問書】.....	9
【答申書】.....	9
◇盛岡市総合計画委員会(策定時点).....	10
◇市民参画の取組.....	11
【計画案の作成段階における市民参画(令和5年度)】.....	11
【計画のとりまとめ段階における市民参画(令和6年度)】.....	13
◇盛岡市総合計画審議会(R8年3月現在).....	14
【委員名簿】.....	14
◇総合計画委員会(R8年3月現在).....	15
【委員名簿】.....	15
◇盛岡市総合計画条例.....	16
◇総合計画とSDGsの対応表.....	18
◇盛岡市・玉山村新市建設計画(H18～R6年度)との関係表.....	20
◇盛岡市・都南村合併建設計画(H4～H8年度)との関係表.....	21
◇盛岡市行政組織図.....	22

◇盛岡市総合計画(令和7年度～令和16年度)の策定体制



◇策定の流れ



◇重視する計画策定の視点

計画の策定にあたっては、次の4つの視点を重視しました。

1 市民参画の視点

市民参画の基で、現状における課題を共有するとともに、安心して暮らし続けたいくなるまちとするため、協働によりアイデアや意見を出し合い、政策に結びつけることができる計画とします。

2 伝わりやすさの視点

まちづくりの主体となる市民に対し、どのようにして公共サービスとして提供され、市民サービスの向上につながるのかを可視化し、市民にとって分かりやすい計画とします。

3 経営の視点

限りある経営資源の中で、社会の変化に柔軟に対応しながらまちづくりを進めるため、本市の特徴や地域資源を十分に生かしながら施策を推進する計画とします。

4 総合調整の視点

本市の最上位計画として、個別計画に盛り込まれた政策内容を横断的につなぎ、同時に時間軸でも縦断的につなぐことで、政策を総合的に調整し安定的な市政の運営を図ることができる計画とします。

◇盛岡市総合計画策定に係る主な経緯

年	月	市民・市議会	盛岡市総合計画審議会 盛岡市玉山地域振興会議	市
R5	2	9日 市議会全員協議会		
	11	1日～30日 各種アンケート調査		
		11日 もりおか未来創造ミーティング(市役所本庁舎)		
			20日 令和5年度第1回盛岡市総合計画審議会	
			20日 第43回盛岡市玉山地域振興会議	
		25日 もりおか未来創造ミーティング(太田地区活動センター)		
		28日 もりおか未来創造ミーティング(いわて県民情報交流センター)		
	12	3日 もりおか未来創造ミーティング(いわて県民情報交流センター)		
		9日 もりおか未来創造ミーティング(市役所都南分庁舎)		
		16日 もりおか未来創造ミーティング(渋民公民館)		
		17日 もりおか未来創造ミーティング(盛岡という星でBASE STATION)		
R6	2		8日 第44回盛岡市玉山地域振興会議	
		13日 市議会全員協議会		
		17日 もりおか未来創造フォーラム		

年	月	市民・市議会	盛岡市総合計画審議会 盛岡市玉山地域振興会議	市
	4			22日 令和6年度第1回盛岡市総合計画委員会
	5		7日 令和6年度第1回盛岡市総合計画審議会	
			23日 第45回盛岡市玉山地域振興会議	
				24日 令和6年度第1回盛岡市総合計画委員会幹事会
		29日 市議会全員協議会		
	7			1日 令和6年度第2回盛岡市総合計画委員会幹事会
				10日 令和6年度第3回盛岡市総合計画委員会幹事会
				19日 令和6年度第2回盛岡市総合計画委員会
	8		9日 令和6年度第2回盛岡市総合計画審議会	
			20日 第47回盛岡市玉山地域振興会議	
		26日 市議会全員協議会		
		28日～ パブリックコメント		
	9	3日 市民説明会(都南公民館)		
		5日 市民説明会(プラザおでって)		
		7日 市民説明会(プラザおでって)		
		10日 市民説明会(渋民公民館)		

年	月	市民・市議会	盛岡市総合計画審議会 盛岡市玉山地域振興会議	市
		～17日 パブリックコメント		
	10			1日 令和6年度第4回盛岡市総合計画委員会幹事会
				7日 令和6年度第3回盛岡市総合計画委員会
			24日 令和6年度第3回盛岡市総合計画審議会	
	11			5日 令和6年度第5回盛岡市総合計画委員会幹事会
			12日 第48回盛岡市玉山地域振興会議	
				21日 令和6年度第4回盛岡市総合計画委員会
		22日 市議会全員協議会		
	12	20日 基本構想議決		
				24日 令和6年度第6回盛岡市総合計画委員会幹事会
R7	1			14日 令和6年度第5回盛岡市総合計画委員会
			22日 令和6年度第4回盛岡市総合計画審議会	
	2	10日 市議会全員協議会		
				17日 令和6年度第6回盛岡市総合計画委員会
	3			実施計画策定

◇盛岡市総合計画審議会(策定時点)

【委員名簿】

(令和7年3月時点、五十音順)

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	谷 村 邦 久	盛岡商工会議所 会頭
副会長	藤 代 博 之	岩手大学 客員教授
委 員	小野寺 宏 和	岩手県盛岡広域振興局 局長
	櫛 引 万里子	リトルもりおか
	小枝指 好 夫	盛岡市町内会連合会 会長
	駒 井 元	盛岡市玉山地域振興会議 委員
	佐々木 正 春	岩手中央農業協同組合 代表理事専務
	佐 藤 康 彦	公募委員
	塩 谷 彩 花	盛岡大学 准教授
	高 嶋 裕 一	岩手県立大学総合政策学部 教授
	高 村 光 輝	盛岡市PTA連合会 顧問
	寺長根 浩	盛岡市議会議員
	長谷川 正	公募委員
	藤 澤 由 蔵	盛岡市議会議員
	米 田 ハツエ	盛岡市社会福祉協議会 副会長
	村 里 洋 子	NPO 法人いーはとーぶスポーツクラブ 理事・ゼネラルマネジャー

【開催状況】

開催年月日	審議事項
令和5年11月20日	<u>令和5年度第1回盛岡市総合計画審議会</u> 次期盛岡市総合計画策定の状況について
令和6年5月7日	<u>令和6年度第1回盛岡市総合計画審議会</u> 基本構想の諮問 次期盛岡市総合計画基本構想骨子案について
令和6年8月9日	<u>令和6年度第2回盛岡市総合計画審議会</u> 次期盛岡市総合計画基本構想中間案について
令和6年10月24日	<u>令和6年度第3回盛岡市総合計画審議会</u> 基本構想の答申 次期盛岡市総合計画基本構想最終案について
令和7年1月22日	<u>令和6年度第4回盛岡市総合計画審議会</u> 次期盛岡市総合計画実施計画について

【諮問書】

6 盛 企 第 3 3 号
盛岡市総合計画審議会

令和7年度以降の次期盛岡市総合計画の基本構想について、盛岡市総合計画条例(平成25年条例第3号)第3条第2項の規定により諮問します。

令和6年5月7日

盛岡市長 内 館 茂

【答申書】

令和6年10月24日

盛岡市長 内 館 茂 様

盛岡市総合計画審議会
会長 谷 村 邦 久

令和7年度以降の次期盛岡市総合計画の基本構想について(答申)
令和6年5月7日付け6盛企第33号をもって諮問がありました、令和7年度以降の次期盛岡市総合計画の基本構想について、別冊のとおり答申します。

◇盛岡市総合計画委員会(策定時点)

(令和7年3月時点)

役 職	職 名	氏 名
委員 長	市 長	内 舘 茂
副委員長	副 市 長	中 村 一 郎
委 員	副 市 長	小 原 由 香
	教 育 長	多 田 英 史
	上下水道事業管理者	長 澤 秀 則
	病院事業管理者	加 藤 章 信
	特 別 参 与	森 雅 之
	特 別 参 与	岡 市 和 敏
	特 別 参 与	佐 藤 直 樹
	特 別 参 与	後 藤 敏 弘
	市 長 公 室 長	藤 澤 法 輝
	総 務 部 長	渡 邊 猛
	財 政 部 長	阿 部 俊 之
	市 民 部 長	白 石 雄 太
	交 流 推 進 部 長	太 田 真
	環 境 部 長	森 田 晋
	保 健 福 祉 部 長	加 藤 彩 子
	保 健 所 長	星 進 悦
	保 健 衛 生 監	川 目 昌 竜
	子 ども 未 来 部 長	佐 久 山 久 美 子
	商 工 労 働 部 長	高 橋 博 文
	農 林 部 長	金 澤 隆
	建 設 部 長	吉 田 大 輔
	都 市 整 備 部 長	滝 村 敏 道
	玉 山 総 合 事 務 所 長	立 花 恵 史
	上 下 水 道 部 長	浅 沼 秀 一
	市 立 病 院 事 務 局 長	小 笠 原 美 千 代
	教 育 部 長	下 田 法 子

◇市民参画の取組

【計画案の作成段階における市民参画(令和5年度)】

時期	名称・概要	参加者数等
令和5年11月1日 ～ 令和5年11月30日	<p>各種アンケート</p> <p>「市民の声アンケート」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民のこれからの盛岡市のまちづくりや将来像に関する意見を把握するため、アンケート調査を実施した。 ●質問項目 <ul style="list-style-type: none"> ◆盛岡市の将来像 ◆まちづくりで力をいれていくべきもの ◆生活における幸福度・満足度 ◆盛岡に住み続けたいか 等 <p>「まちづくりアンケート」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種団体などの代表者のこれからの盛岡市のまちづくりや将来像に関する意見を把握するため、アンケート調査を実施した。 ●質問項目 <ul style="list-style-type: none"> ◆盛岡市の現況(優れているところ、力を入れていくところ) ◆盛岡市の将来像 等 <p>「ふるさとまちづくりアンケート」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●盛岡市に理解のある市外在住者のこれからの盛岡市のまちづくりや将来像に関する意見を把握するため、アンケート調査を実施した。 ●質問項目 <ul style="list-style-type: none"> ◆盛岡市の現況(優れているところ、力を入れていくところ) ◆盛岡市の将来像 等 	<p>対象:満15歳以上の市民3,000人(中学生は除く) 回答数:1,131人 回答率:37.7%</p> <p>対象:市内で活動している各種団体や事業所847団体 回答数:441団体 回答率:52.1%</p> <p>対象:みちのく盛岡ふるさと大使など、市外在住者300人 回答数:42人 回答率:14.0%</p>
令和5年 11月11日 11月25日 11月28日 12月 3日 12月 9日 12月16日 12月17日 (全7回)	<p>市民ワークショップ</p> <p>「もりおか未来創造ミーティング」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次期盛岡市総合計画を策定にあたり、現状の課題や今後の具体的な取り組みを含めて「こうありたいな」「こうなったらいいな」等をグループワークで話し合い、ポスターセッション形式でまとめを行った。 ●グループワークに先立ち、参加者一人ひとりの幸福について振り返るために、幸福カルテを活用して、一人ひとりの価値観を振り返るとともに、視点を上げる工夫をした。 ●学生が参加した会では、対話型自治体シミュレーションゲーム「SIMulationMorioka」を活用し、模擬自治体での事業選択などを体験して、市の取組を自分たちのこととして実感してもらうための工夫をした。 	<p>対象: ・盛岡市民 ・市内在勤・在学の方</p>

時期	名称・概要	参加者数等
令和6年2月17日	<p>市民フォーラム 「もりおか未来創造フォーラム ～次期総合計画の策定に向けて～」 次期盛岡市総合計画の策定に向けて、計画策定に向けて市民の総合計画に対する理解を深めるとともに、策定に向けた機運の醸成を図ることを目的として、市民フォーラムを開催した。</p> <p>1 基調講演 「盛岡市の未来 ～市民とつくる 持続可能なまち～」 株式会社日本総合研究所主席研究員 藻谷 浩介 氏</p> <p>2 パネルディスカッション 「市民が描く未来 ～盛岡の魅力と 持続可能なまちとは～」 《コーディネーター》 株式会社日本総合研究所主席研究員 藻谷 浩介 氏</p> <p>《パネリスト》 肴町商店街振興組合理事長 佐々木 健二 氏 株式会社NoMaDoS取締役 千葉 光 氏 株式会社ハラルボニー 岩手コミュニティマネージャー 矢野 智美 氏 盛岡大学文学部英語文化学科 中道 はるか 氏 盛岡市立高校普通科 長岡 剣汰 氏</p> <p>3 会場意見交換</p>	<p>参加者数:133人 (募集定員:150人)</p>

【計画のとりまとめ段階における市民参画(令和6年度)】

時期	名称・概要	参加者数等
令和6年8月28日 ~ 令和6年9月17日	パブリックコメント ●基本構想(案)を市民に周知するとともに、広く市民からの意見等を聴取するため、パブリックコメントを実施した。 ●提出方法 郵送、ファクス、市ホームページ等	応募者数:16人 意見数:96件
令和6年 9月 3日 9月 5日 9月 7日 9月10日 (4日間 全5回)	市民説明会 ●基本構想(案)を市民に周知するとともに、広く市民からの意見等を聴取するため、パブリックコメントの実施に併せて市民説明会を開催した。 ●3か所で開催(プラザおでって、都南公民館、渋民公民館) ●広報もりおか・市公式SNS等で参加者を公募	対象:市民 参加者数:25人

◇盛岡市総合計画審議会(R8年3月現在)

【委員名簿】

(五十音順)

役職	氏名	職名等
会長	谷村邦久	盛岡商工会議所 会頭
副会長	藤代博之	岩手大学 名誉教授
委員	大森真菜美	公募委員
	小野寺宏和	岩手県盛岡広域振興局 局長
	櫛引万里子	リトルもりおか
	小枝指好夫	盛岡市町内会連合会 会長
	後藤高広	N T T東日本株式会社宮城事業部岩手支店 支店長
	佐々木忠哉	玉山地域自治会連絡協議会 会長
	佐々木正春	岩手中央農業協同組合 代表理事専務
	塩谷彩花	盛岡大学文学部 准教授
	高嶋裕一	岩手県立大学総合政策学部 教授
	高村光輝	盛岡市P T A連合会 顧問
	田口洋一	公募委員
	寺長根 浩	盛岡市議会議員
	藤澤由蔵	盛岡市議会議員
	藤原 学	株式会社岩手銀行本店営業部 執行役員 本店営業部長
	細田 清	株式会社岩手日報社 編集局次長
	米田 ハツエ	盛岡市社会福祉協議会 副会長
	村里 洋子	NPO 法人いーはとーぶスポーツクラブ 理事・ゼネラルマネジャー
	渡部 あさみ	岩手大学人文社会科学部 教授

◇総合計画委員会(R8年3月現在)

【委員名簿】

役 職	職 名	氏 名
委員長	市 長	内 舘 茂
副委員長	副 市 長	中 村 一 郎
委 員	副 市 長	小 原 由 香
	教 育 長	多 田 英 史
	上下水道事業管理者	長 澤 秀 則
	病院事業管理者	加 藤 章 信
	特 別 参 与	森 雅 之
	特 別 参 与	佐 藤 直 樹
	市 長 公 室 長	藤 澤 法 輝
	総 務 部 長	菅 原 宏 文
	財 政 部 長	阿 部 俊 之
	市 民 部 長	白 石 雄 太
	交 流 推 進 部 長	坂 本 淳
	環 境 部 長	小 林 敬
	保 健 福 祉 部 長	加 藤 彩 子
	子 ども 未 来 部 長	佐 久 山 久 美 子
	商 工 労 働 部 長	高 橋 博 文
	農 林 部 長	立 花 恵 史
	建 設 部 長	富 樫 正 幸
	都 市 整 備 部 長	滝 村 敏 道
	玉 山 総 合 事 務 所 長	工 藤 貢
	上 下 水 道 部 長	浅 沼 秀 一
	市 立 病 院 事 務 局 長	釜 崎 源 和
	教 育 部 長	下 田 法 子

(目的)

第1条 この条例は、総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって住民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの指針となる基本構想及び実施計画をいう。
- (2) 基本構想 長期的な観点に立ったまちづくりの基本理念及びその基本理念のもとに実現しようとする将来像並びにその将来像の実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示すものをいう。
- (3) 実施計画 基本構想に定める将来像を実現するための取組を具体的に示すものをいう。
- (4) まちづくり 住民福祉の向上を目指す一連の活動をいう。

(策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営の基本を確立するため、総合計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本構想を策定しようとするときは、市民の参画を促進するため必要な措置を講ずるとともに、盛岡市総合計画審議会の意見を聴かなければならない。基本構想を変更しようとするときも、同様とする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定するときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。基本構想を変更するときも、同様とする。

(公表)

第5条 市長は、総合計画を策定したときは、これを公表しなければならない。総合計画を変更したときも、同様とする。

(総合計画に即した市政の運営)

第6条 市長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営を図らなければならない。

- 2 市長は、総合計画の実施の状況について、定期的に公表しなければならない。

(市政の各分野における計画との関係)

第7条 市政の各分野における計画は、総合計画との整合を図ったものとする。

(審議会)

第8条 この条例によりその権限に属せられた事項その他総合計画に即した総合かつ計画的な市政の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として盛岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第9条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第11条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 盛岡市総合計画審議会条例（昭和58年条例第21号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の盛岡市総合計画審議会条例第1条の規定による盛岡市総合計画審議会の委員である者は、第8条の規定による盛岡市総合計画審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成25年8月17日までとする。

◇総合計画とSDGsの対応表

総合計画		SDGsのゴール					
		 1 貧困をなくそう 貧困	 2 飢餓をゼロに 飢餓	 3 すべての人に健康と福祉を 保健	 4 質の高い教育をみんなに 教育	 5 ジェンダー平等を實現しよう ジェンダー	 6 安全な水とトイレを世界中に 水・衛生
基本目標1 豊かな地域資源が活力を生み出すまちづくり							
施策1	商工業の振興	○			○		
施策2	農林業の振興		○	○	○	○	○
施策3	雇用対策の充実	○		○	○	○	
施策4	魅力の創造・発信				○		
施策5	観光の振興						
施策6	歴史・文化の継承				○		
基本目標2 人を育み未来を選べるまちづくり							
施策7	子ども・若者への支援	○	○	○	○	○	
施策8	子どもの教育の充実	○			○		
施策9	人権尊重・男女共同参画の推進	○	○	○	○	○	
施策10	芸術文化の振興				○		
施策11	スポーツの推進			○			
施策12	生涯学習の推進				○		
基本目標3 人をつなぎいきいきと支え合うまちづくり							
施策13	地域福祉の推進	○	○	○			
施策14	高齢者福祉の充実			○			
施策15	障がい者福祉の充実			○	○		
施策16	生活困窮者への支援	○	○	○	○		
施策17	健康づくり・医療の充実	○	○	○			○
施策18	地域コミュニティの維持・活性化						
基本目標4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり							
施策19	災害に強い地域づくり			○			
施策20	安全・安心な暮らしの確保	○		○	○		
施策21	環境の保全・創造		○	○			○
施策22	コンパクトなまちづくりの推進						○
施策23	都市基盤施設の維持・強化			○			○
施策24	快適な都市環境の形成				○		
施策25	交通環境の構築			○			

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
エネルギー	成長・雇用	イノベ ーション	平等	都市	生産・消費	気候 変動	海洋 資源	陸上 資源	平和	実施 手段
○	○	○		○	○	○				○
○	○	○	○	○	○	○		○		○
	○	○	○		○					○
	○			○						○
	○				○					○
				○						○
	○								○	○
										○
	○		○						○	○
										○
										○
				○						○
										○
										○
	○		○							○
	○		○	○						○
										○
										○
		○		○	○	○				○
			○	○	○				○	○
○	○	○		○	○	○	○	○		○
				○		○		○		○
		○		○	○	○	○	○		○
		○		○	○	○		○		○
		○		○	○					○

◇盛岡市・玉山村新市建設計画(H18～R6年度)との関係表

盛岡市・玉山村新市建設計画に掲載されているハード事業のうち未完了事業について、総合計画実施計画との関連性を次のとおりまとめています。

盛岡市・玉山村新市建設計画			総合計画実施計画	
No.	事業	実施状況	掲載頁	事業
1	遺跡の広場ネットワーク整備事業	着手中	44	遺跡の広場整備事業
2	生出地域エコタウン事業	着手中	—	総合交流ターミナル管理運営事業 (R8 予算なし)
3	ものづくり産業推進事業	着手中	13	工業用地確保推進事業
4	農地整備事業(寺林地区)	未着手	—	—
5	IGR下田駅設置事業	着手中	—	公共交通利用促進対策事業 (R8 予算なし)
6	一級市道 好摩永井線	着手中	136	交通安全施設整備事業(交付金)
7	一級市道 渋民好摩線	着手中	136	交通安全施設整備事業(交付金)
8	一級市道 下田生出線	着手中	136	交通安全施設整備事業(交付金)
9	一級市道 柴沢下田線	着手中	136	交通安全施設整備事業(交付金)
10	一級市道 一の渡岩洞湖線	着手中	136	道路新設改良事業(交付金)
11	その他市道 二子沢線	着手中	136	道路新設改良事業(交付金)

◇盛岡市・都南村合併建設計画(H4～H8年度)との関係表

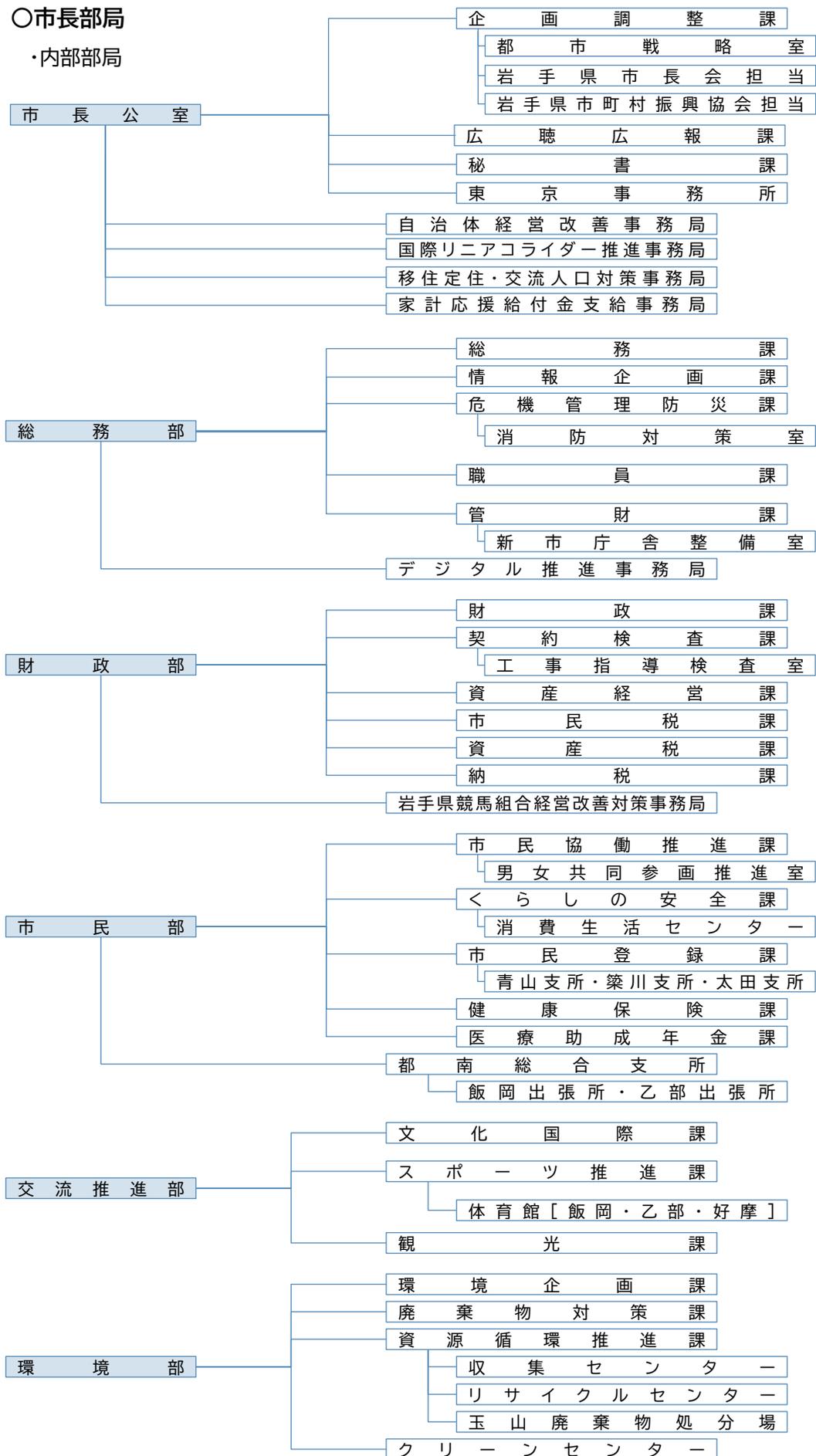
盛岡市・都南村合併建設計画に掲載されているハード事業のうち未完了事業について、総合計画実施計画との関連性を次のとおりまとめています。

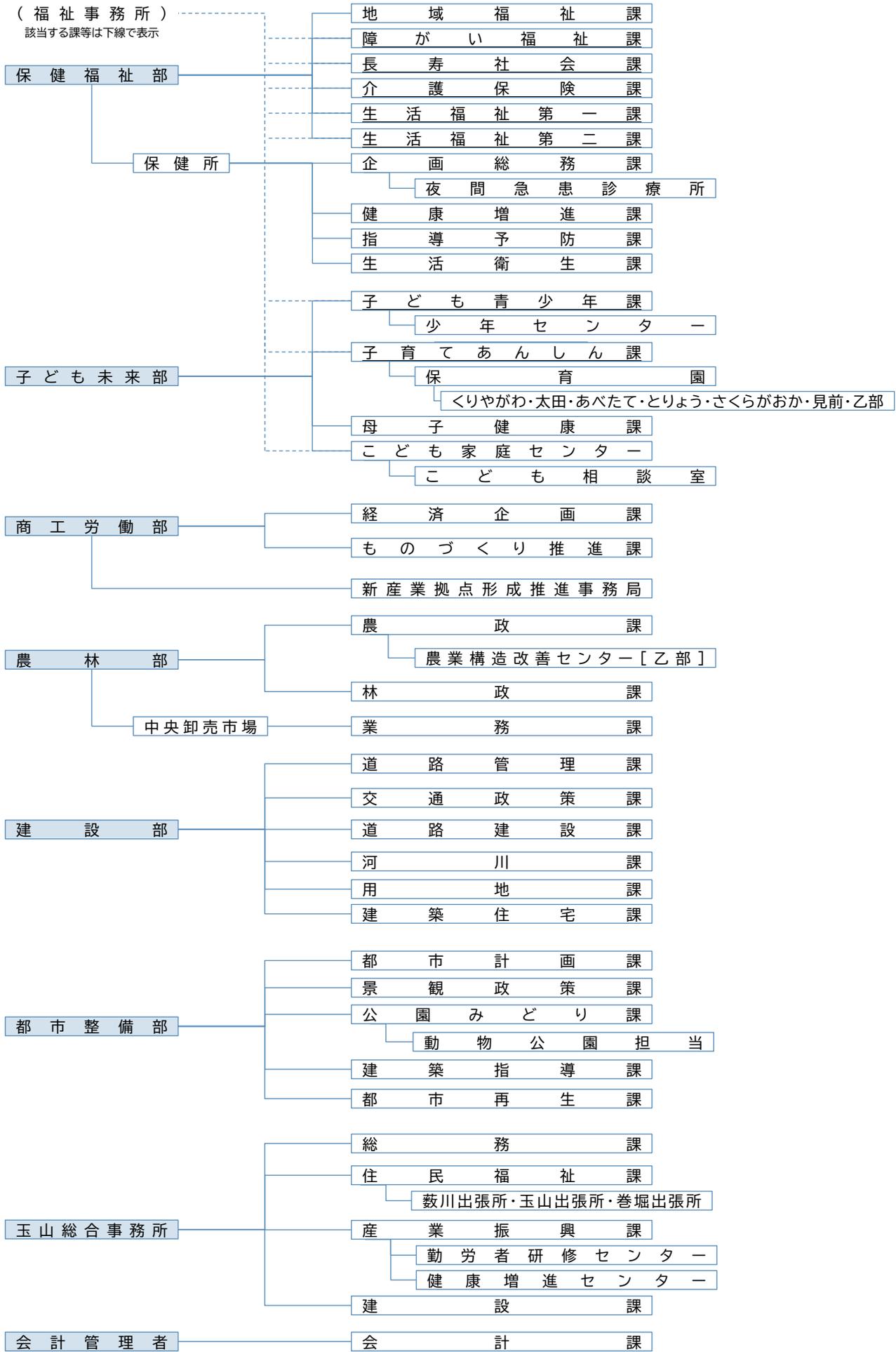
盛岡市・都南村合併建設計画			総合計画実施計画	
No.	事業	実施状況	掲載貢	事業
1	都市計画街路整備事業 (津志田下飯岡線改良)	着手中	—	都市計画調整事務 (R8予算なし)
2	土地区画整理事業 (都南中央第三地区)	着手中	141	都南中央第三地区土地区画整理事業(特定) 都南中央第三地区土地区画整理事業(単独)
3	市道新設改良整備事業 (77路線のうち羽場線、豊川線、辻屋敷線)	着手中	136	羽場線 ⇒道路新設改良事業(交付金) 豊川線、辻屋敷線 ⇒生活道路安全対策事業(交付金)
4	準用河川改修事業 (沼橋川、大沢田川、木伏川他)	着手中	—	準用河川改良事業 (R8予算なし)
5	交通安全施設整備事業 (渡船場線)	着手中	136	交通安全施設等整備事業(交付金)
6	交通安全施設整備事業 (乙部野菖蒲田線)	着手中	136	生活道路安全対策事業(交付金)
7	交通安全施設整備事業 (乙町線)	未着手	—	—
8	市立保育所整備事業(永井、見前園庭拡張)	着手中	—	該当事業無し ※永井保育園はH30に民営化
9	野球場整備事業(計画調査)	着手中	70	(仮称)都南東部体育館整備事業

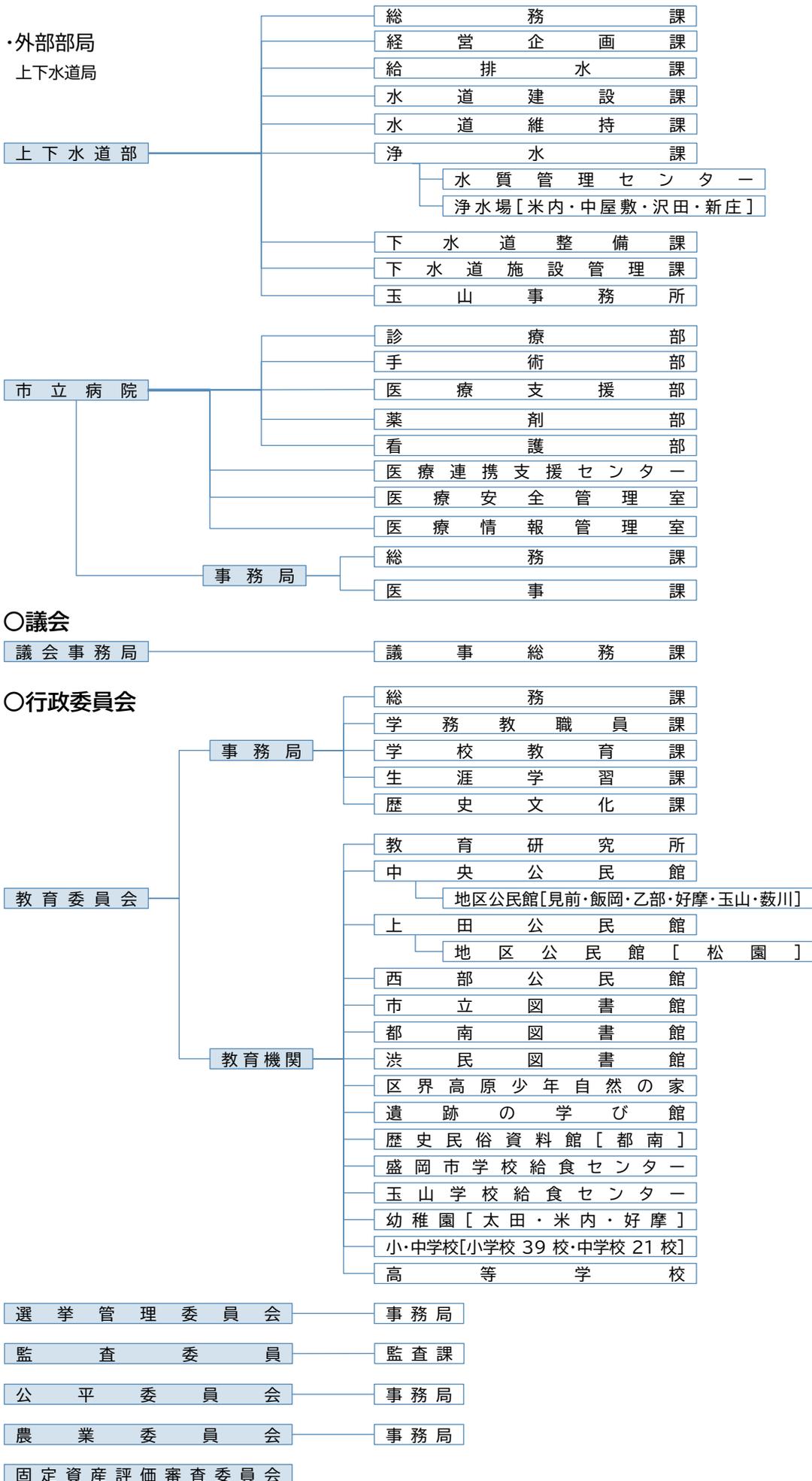
◇盛岡市行政組織図（令和8年4月1日）

○市長部局

・内部部局







輝
き
が
増
し
活
力
に
満
ち
夢
を
か
な
え
る
ま
ち
盛
岡

M O R I O K A

盛岡市総合計画

実施計画

令和8年度～令和10年度

発行日 令和8年4月
発行 盛岡市
編集 盛岡市市長公室企画調整課
〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
TEL. 019-613-8394 (直通) FAX. 019-622-6211
E-mail kikaku@city.morioka.iwate.jp
<https://www.city.morioka.iwate.jp/>



盛岡市総合計画(令和7年度～令和16年度)

この用紙は古紙パルプ配合率70%の再生紙を使用しています